# 居宅介護支援重要事項説明書

あなた(またはあなたの家族)が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「門真市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 晋栄福祉会	
代表者氏名	理事長 濵田 和則	
法人所在地	大阪府門真市北島町12番20号	
(連絡先)	072 (881) 8201	

#### 2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	くすのき介護相談センター
指定事業者番号	2772600983
事業所所在地	大阪府門真市中町11番96号
連絡先	06 (6902) 8666
相談担当者及び	佐藤 洋恵
管理者名	
通常の実施地域	門真市、守口市、大阪市鶴見区

#### (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護者等の心身の状況、置かれている環境に応じて居宅サービス計画を作成し自宅において自
サ木のロロ	立した日常生活を送れるよう援助して行くことを目的とする。
	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、
	自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。
	また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サー
運営方針	ビス等が、特定の種類または特定の事業所に不当に偏ることがないように公平中立に行う。指定
	居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(厚生省令38号)を遵守する。さらに、指
	定居宅介護支援要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示20号)に準じ、特定事業所加
	算の算定要件を満たすよう努める。

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月、火、水、木、金、土、祝日(年末年始 12月30日~1月3日を除く)
営業時間	8:30~17:30

## (4) 営業時間外の連絡について

営業時間外	06 (6902) 8666
	営業時間外は晋栄福祉会へ電話が転送されます。
	事務員または夜間宿直者が対応しますので、用件をお話し下さい。

### (5) 事業所の職員体制

職種	職務内容	人 員 数
主任介護支援専門員	居宅介護支援業務、他	2名
介護支援専門員	居宅介護支援業務、他	1名
事 務 職 員	業務補助	若干名

(2025年 4月 1日 現在)

## (6) 担当の介護支援専門員

担当介護支援専門員

- 3 居宅介護支援の実施方法及び費用について
  - (\*「別紙 居宅介護支援業務の実施方法について」 参照)
  - その他費用について

### 交 通 費

利用者の居宅が、通常の事業実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収します。

- ① 事業所から片道おおむね 5 km 未満
- ② 事業所から片道おおむね5km以上の場合 500円

## 4 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

## 介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度のめやす

利用者の要介護認定有効期間中、概ね 1月に1回程度、また、下記に揚げる要件を設けた上でモニタリングを行う場合は、少なくとも2期間(2月)に1回、訪問します。

- ・テレビ電話装置その他の情報通信機器活用することについて、利用者の同意を得ること。
- ・サービス担当者会議等において、次に揚げる事項について主治医、担当者その他関係者の合意を得ていること。
  - ①利用者の状態が安定していること。
  - ②利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること (家族のサポートがある場合も含む)
  - ③テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により、情報を収集すること。
- ※ここに記載する訪問頻度のめやす回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合には利用者の承諾を得て、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

## 5 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

居宅介護支援に関しては、通常、利用者負担はありません。但し、要介護認定が非該当の場合、または、保険料滞納などにより給付制限を受けておられる場合は、一時的に居宅介護支援料のお支払いをいただき、後日、保険者より払い戻しとなる場合もあります。

## 6 秘密の保持と個人情報の保護について

他出の体持と個人自我の体験について					
①利用者及びその家族に	①事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働				
関する秘密の保持	省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガ				
について	イドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。				
	②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上				
	で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしませ				
	$h_{\circ}$				
	③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続し				
	ます。				
	④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、				
	従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨				
	を、従業者との雇用契約の内容とします。				
②個人情報の保護に	①事業者は、利用者から同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個				
ついて	人情報を用いません。事業者は、サービス担当者会議等で利用者のまたその家族の個				
	人情報を用いる場合は予め同意を得て行うこととします。(尚、要介護申請時にすでに				
	同意を得ている場合はこの限りではありません。)				
	②事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの				
	他、電磁気記録を含む。)については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の				
	際にも第三者への漏洩を防止するものとします。				
	③事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することと				
	し、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延無く調査を				
	行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複				
	写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)				

#### 7 高齢者虐待防止について

- ア 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

ナーシングホーム智鳥 総合施設長 大北 淳

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 利用者及びその家族等からの苦情解決体制を整備しています。
- (4) 虐待の未然防止、早期発見のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業員へ周知します。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施しています。
- (6) 虐待の未然防止、早期発見のための指針を作成します。
- (7) 虐待等が発生した場合は、迅速かつ適切な対応に努めます。
- (8) サービス提供中に、従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

### イ 身体拘束について

- (1) 利用者またはほかの利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (2) 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等として 要件の確認等を身長に行うこととし、その具体的な内容について記録します。

#### 8 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定します。
- (2) 従業者に対する業務継続計画を策定計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務計画の見直し及び変更を行います。

## 9 衛生管理等について

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所内で感染症が発生及びまん延を防ぐため、次の対策を講じます。
  - ① 感染症対策を検討する委員会を開催し、従業者にその結果を周知します。
  - ② 感染症対策の指針を整備します。
  - ③ 従業者に対して、定期的に研修及び訓練を実施します。

## 10 事故発生時の対応方法について

利用者に提供する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村 (保険者) 市町村名・電話番号

門真市 高齢福祉課

所在地 門真市中町1番1号

電話番号 06-6902-6176

## なお事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン
(引受幹事保険会社)	
保険名	社会福祉法人全国社会福祉協議会 社会福祉施設総合損害補償
	しせつの損害補償
保障の概要	施設業務(サービス)はもとより、居宅介護事業・配食サービス・居宅介護支援
	事業などを含め医療行為を除くすべての業務が対象。

1 居宅介護支援に関する相談、苦情について						
【事業者の窓口】	所 在 地:大阪府門真市中町 11 番 96 号					
くすのき介護相談センター	電話番号:06(6902)8666 77ックス番号06(6902)8663					
管理者 佐藤 洋恵	受付時間:8:30~17:30(月~土)					
【苦情相談窓口】	門真市 高齢福祉課					
	所 在 地:大阪府門真市中町1番1号					
	電話番号:06-6902-6176					
	受付時間:9:00~17:30(土日祝・年末年始除く)					
	守口市 高齢介護課					
	所 在 地:大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号					
	電話番号:06-6992-1610					
	受付時間:9:00~17:30(平日)					
	·大阪市鶴見区役所 保健福祉課 介護保険担当					
	所 在 地:大阪市鶴見区横堤 5 丁目 4 番 19 号					
	電話番号:06-6915-9859					
	受付時間:9:00~17:30(平日)					
【公的団体の窓口】	所 在 地:大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通 FN ビル内 5 階					
大阪府国民健康保険団体連合会	電話番号:06-6949-5418					
	受付時間:9:00~17:00(平日)					
1 2 重要事項説明の年月日						
この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日					

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日		

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	事業者所在地	大阪府門真市北島町12番20号
事	法 人 名	社会福祉法人 晋栄福祉会
	代表者名	理事長 濵田 和則
業	事業所所在地	大阪府門真市中町11番96号
	事業所名	くすのき介護相談センター
者	説明者氏名	

# 上記内容の説明を事業所から確かに受けました。

利用者	住所	i de la companya de
ተነጠ <del>ነ</del>	氏 名	

ご家族	住 所		
	氏 名		
	続柄	電話	

代理人	住 所		
	氏 名		
	続柄	電話	